

変更・退会手続き規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第11条並びに入会及び変更・退会規程第5条に基づき、変更・退会の手続きについて、具体的に定めるものとする。

(退会届と退会手続き)

第2条 本会を退会しようとする者は、正会員・賛助会員ともに、会長宛（事務局長経由）に退会届を1か月前までに提出するものとする。

2 退会届は、「変更・退会手続き規則・別紙1」の様式に、退会理由を記して届け出るものとする。

(退会届受理と手続き)

第3条 事務局長は、退会届の退会事由並びに意思を確認した後に、受理するものとする。

2 事務局長は、受理した退会届に意見（口頭可）を添えて、資格審査委員会並びに理事会に報告するものとする。

(変更の届け出)

第4条 会社合併並びに社名等変更の場合の届け出は、「変更・退会手続き規則・別紙2」の会員名称変更届に変更事由を記して届け出るものとする。

2 事務局長は、受理した会員名称等変更届に意見（口頭可）を添えて、資格審査委員会並びに理事会に報告するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第5条 定款第13条の定めにより、その資格を喪失したときは、本会に対する会員としての資格を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 資格を喪失しても既納会費、その他拠出金品は返還しない。

(会員記録の保管管理)

第6条 退会届及び会員名称等変更届に係る関係書類は、ファイリングし保管管理するとともに、会員名簿から削除又は変更措置をするものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

附則

- 1 この基準は、定款（JSLA-NE001-1）の登記の日から施行する。
- 2 改訂 平成28年6月8日（規程番号変更）
- 3 改訂 令和4年10月17日（字句訂正）

この基準の変更は、令和4年10月17日から施行する。